

令和 7 年度会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （日本語教育支援員）

柏市教育委員会

1 採用職種，採用予定人数，職務内容及び勤務地

採用職種	日本語教育支援員
採用予定人数	1 名
職務内容	・ 支援を要する児童生徒への日本語支援 ※オンライン・複数・特別支援学級在籍児童生徒の支援含む ・ 各学校の支援を要する児童生徒のコーディネートに関する事業 ・ 日本語支援者への研修計画・運営
勤務地	柏市内小中学校，教育委員会指導課

2 任期

令和 7 年 4 月 1 日（予定）～令和 8 年 3 月 3 1 日

※ 1 任用（採用）開始日から 1 月（1 月の勤務日が 1 5 日に満たない場合，1 5 日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，正式採用とはなりません。

※ 2 地方公務員法第 2 2 条の 2 の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1，530 円

※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が 1 会計年度内に 6 か月以上ある会計年度任用職員に，6 月と 1 2 月の年 2 回，各 1．2 5 月分（令和 7 年 4 月に新規採用された場合の 6 月分は，0．3 7 5 月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

(3) 勤務時間

ア 勤務時間：8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分のうち 5 時間（時間外勤務：無）

イ 勤務日：年間 1 2 9 日程度（週 3 日程度）

ウ 休日：土・日曜日・祝日・年末年始，学校休業日，別途配属先の長が定める振替休業日

※休日及び長期休業期間中の学校行事による勤務は，ウにかかわらず，勤務日とする。

※長期休業期間の勤務は原則ありません

(4) 休暇

年次有給休暇（採用日から 6 月間に 8 割以上出勤した場合，3 日）及び特別休暇（夏季休暇，忌引等）を付与する。

(5) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務，職務専念義務等）が適用される。

(6) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 無

イ 雇用保険の適用 無

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

児童生徒に対する日本語支援経験3年以上を有する者で、次のいずれかに該当する者。

- (1) 学士の資格があり、且つ、文化庁が認めた養成講座（420時間以上）を修了した者。
- (2) 日本語教育能力検定に合格した者。
- (3) 大学で日本語教育を専攻した者。
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	令和7年3月17日（月）午後	詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	柏市沼南庁舎5階503会議室	
試験種目・試験内容	書類審査	提出書類に基づき、採用する職に係る知識経験等の有無について審査する。
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類

ア 履歴書（顔写真を添付・職務経歴を含む）

イ エッセイ 1題：「日本語教育支援員として、柏市の日本語教育において私ができること」

（Word(フォント12)にて作成・A4用紙1枚程度で横書き）

ウ 返信用封筒1通（長形3号，110円切手添付，住所及び氏名を記載）

- (2) 申込受付期間

令和7年3月6日（木）まで

（郵送または指導課へ直接持参・期限内必着）

- (3) 申込先

柏市教育委員会学校教育部指導課

（〒277-8503 柏市大島田48番地1）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知

令和7年3月下旬頃に決定し、選考受験者に通知する。

- (2) 「3報酬・勤務条件等」は柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとなり、正式な採用通知は令和7年4月に交付する。

- (3) 採用時期及び採用する職

合格者は、令和7年4月1日（予定）付けで、日本語教育支援員として採用する。

- (4) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は提出書類等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。